

## 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 いちき串木野市炬火リレー実施要項

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会炬火リレー実施要項」（以下「県実施要項」という。）に基づき、いちき串木野市における炬火リレーの具体的事項を定めることにより、その円滑な運営を図ることを目的とする。

### 1 実施方法

#### (1) 日時

令和5年7月31日（月） 8時00分～11時00分（出発・到着式を含む）

予備日：令和5年8月18日（金）

#### (2) リレーコース

リレーコースは、昭和47年の鹿児島太陽国体で競技会場となった「市来農芸高校(弓道)」と「串木野相撲競技場(相撲)」、令和5年開催の燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会競技会場の「市総合体育館」を出発地や到着地とし、徐福伝説のある「冠嶽」、薩摩藩英国留学生渡欧の地である「黎明の地」、令和元年5月に日本遺産に認定された「串木野麓」を中継地等に選定し、本市の特色を活かした場所を巡る計5コースとする。

リレーコース、距離及び区間数については別紙1のとおりとする。

なお、市実行委員会は、公道使用区間について、いちき串木野警察署と十分な連携を図り、実施方法等を検討する。

#### (3) リレー隊の編成

リレー隊の編成は、県実施要項別表3及び別添1-①・②を基本とする。

### 2 リレー走者の選定方法

一般公募及び学校推薦、前回決定走者については意向調査により行う。

### 3 選定人数等

(1) 1区間当たりのリレー走者の選定人数は、14人を標準とし、総数は12区間168人とする。

(2) 一般公募及び学校推薦における選定人数は、次のとおりとする。

ア 一般公募 25人

イ 学校推薦 111人（市内の小中高等学校及び養護学校へ依頼する）

ウ 前回決定走者 32人

(3) リレー走者の役割

リレー走者は、原則として、次の役割を14人で分担する。

ア 炬火保持者 1人

イ 国体旗保持者 4人

ウ 障スポ大会旗保持者 4人

エ 市旗保持者 4人

オ リレー隊長 1人

4 募集期間 令和5年4月10日（月）～5月12日（金）まで ※必着

#### 5 リレー走者

リレー走者は、以下の条件をすべて満たすものとする。

(1) いちき串木野市に住所を有している者とする。

また、応募時点で18歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。

なお、一般公募の場合は、令和5年4月1日現在で15歳以上（高校生を除く）であることとする。

(2) 走行する区間を、他のリレー走者と協調して走行できる者とする。

また、障がいがある方は、車椅子等の使用及び介助者の伴走も可能とし、その際は応募者側で用意するものとする。

(3) 市実行委員会が実施する炬火リレーの説明会（7月上旬開催予定）に参加でき、リレー当日も含めて、指定する場所に集合・解散できる者とする。

(4) 前回決定走者（一般）には意向調査をとり、希望する場合は推薦枠として参加を認める。また、市外に在住している場合でも参加を認める。

#### 6 一般公募について

(1) 応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールで市実行委員会に提出する。

ただし、保護者の承諾を必要とする場合は、持参もしくは郵送のみとする。

(2) 応募は1人1通とする。

(3) 応募者多数の場合は、市実行委員会で抽選を行い、選定する。

#### 7 学校推薦について

(1) 各学校での推薦方法は、各学校代表者に一任するものとするが、いちき串木野市に住所を有している者を推薦することとする。

(2) 推薦用紙に必要事項を記入し、各学校でとりまとめて市実行委員会に提出する。

#### 8 リレー走者に関する留意事項

(1) リレー区間及びリレー走者の役割については、市実行委員会において決定する。

(2) リレー走者に選定された者は、市実行委員会において傷害保険に加入する。

(3) リレー走者に選定された者は、自己の健康管理に十分配慮する。

(4) リレー走者に選定された者が、怪我等により走行に支障が生じる場合は、決定を取り消すことがある。

(5) リレー当日の移動及び事前に開催される説明会等に参加するための費用は、各自の自己負担とする。

(6) リレー走者の服装は、市実行委員会の指示によるものとし、Tシャツ及び帽子は支給する。

(7) その他、必要な事項は、市実行委員会が別に定める。

#### 9 出発式等

市実行委員会は、リレー開始前に出発式、リレー終了後に到着式を実施する。

## 10 安全管理

リレー隊は、交通規制に従って走行することを基本とし、安全管理の詳細については、別に定める。

ただし、交差点等において警察官による交通整理が行われている場合、又は警察官による指示がある場合は、この限りでない。

なお、車両による炬火の輸送においては、一般車両に著しい影響を与えないよう走行する。

## 11 中継方法等

リレー隊の中継所における、中継方法等については、別に定める。

ただし、中継地の状況及び交通事情により必要な場合は、状況に応じた方法で中継する。

## 12 炬火の取扱い

(1) 市内の炬火の引継ぎ及び保管については、市実行委員会が行い、市町村間の炬火の引継ぎ及び保管については、県実行委員会が行う。

(2) 県実行委員会が採火した炬火について、分火は行わない。

## 13 人員配置

市実行委員会は、いちき串木野警察署等と連携し、原則として、次の人員を配置する。

### (1) コース整理員、中継地整理員

リレーコース及び中継地における次の業務を担当する。

ア リレー隊及び一般観客・車両の安全確保及び誘導

イ 必要に応じた安全器材等の設置及び撤去

ウ 警察官が行う交通整理への協力

エ 障害物（車両等を含む。）の移動・除去及びそれらへの協力要請

オ 事故発生時における負傷者等の救護及び事故防止のための現場措置

### (2) 進行管理員

中継地における次の業務を担当する。

ア 中継の指揮及び進行

イ リレー走者の指揮及び整理誘導

ウ リレー走者の健康・安全管理の指導

エ 炬火トーチの準備及び処理

オ 他の中継地との連絡・調整

## 14 その他

(1) 炬火リレー中止の判断基準等については、別に定める。

(2) 炬火リレーの医療救護については、県実行委員会が定める「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会医療救護実施要領」に基づき実施する。

(3) 炬火リレーの消防防災・警備については、県実行委員会が定める「第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」警備・消防防災基本計画」に基づき実施する。